

# 第五次宇部市健康づくり計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、第五次宇部市健康づくり計画策定業務委託受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務委託概要

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| (1) 業務名  | 第五次宇部市健康づくり計画策定業務              |
| (2) 業務内容 | 別紙「第五次宇部市健康づくり計画策定業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約日から令和9年3月12日まで               |
| (4) 提案上限 | 2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）     |

※ただし、本件に係る契約については、令和8年3月市議会における令和8年度当初予算の議決が前提であり、今後内容等を変更することもある。

## 3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (2) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (4) 過去5年以内に国・自治体において、本業務と同種又は類似のものを受託し、完了した実績があること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 政治団体、宗教団体又はそれらに類する団体でないこと。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (8) 市の了解なく、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせるものでないこと。

## 4 参加者の募集及び選定スケジュール

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和8年2月16日（月）	宇部市ウェブサイトに掲載
質問受付期限	令和8年2月24日（火） 16時30分	必着（電子メール）
質問と回答の公表	随時	宇部市ウェブサイト上で回答
参加表明書の提出期限	令和8年2月26日（木） 16時30分	必着（電子メール）

参加資格決定通知	令和8年3月2日（月）	電子メールで通知
業務提案書の提出期限	令和8年3月12日（木） 16時30分	必着（電子メール）
審査（プレゼンテーション）	令和8年3月下旬	参加者に別途通知
選定結果の通知	令和8年3月下旬	参加者に別途通知
契約の締結	令和8年4月上旬	令和8年度当初予算議決が前提

## 5 公募に対する質問

- (1) 提出方法 電子メール ※送付後に電話連絡すること。
- (2) 受付期限 令和8年2月24日（火）16時30分
- (3) 提出書類 質問書【様式1】

## 6 質問に対する回答

提出された質問及びその回答を随時、宇部市ウェブサイトに掲載する。質問した事業者名は公表しない。また、簡易な内容の質問については、電話等で回答する場合がある。

## 7 参加表明書の提出

- (1) 提出方法 電子メール ※送付後に電話連絡すること。
- (2) 受付期限 令和8年2月26日（木）16時30分
- (3) 提出書類
  - ア 参加表明書【様式2】
  - イ 業務実績書【様式3】
  - ウ 誓約書【様式4】
  - エ 納税証明書

※国及び所在自治体（県、市など）への滞納がないことを証明する書類、参加表明書の申請日から3か月以内のもの

## 8 参加資格審査結果通知

- (1) 参加資格の審査を行い、令和8年3月2日（月）に結果を通知する。
- (2) 決定については、通知の日の翌日から起算して3日以内（土日祝日を除く。）に書面をもって説明を求めることができる。

## 9 業務提案書の提出

- (1) 提出方法 電子メール ※送付後に電話連絡すること。
- (2) 受付期限 令和8年3月12日（木）16時30分
- (3) 提出書類
  - ア 業務提案書【様式5】
  - イ 業務実施体制【様式6】

## ウ 実施計画書【様式7】

### 10 参加辞退

参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、参加辞退届【様式8】を提出すること。提出は電子メールとし、送付後に電話連絡すること。

### 11 参加にあたっての留意事項

- (1) 業務内容に関して、「第五次宇部市健康づくり計画策定業務委託仕様書」を参照すること。
- (2) 業務提案書の内容については、本業務の受託候補者を決定するためのものであり、具体的な業務内容については、受託候補者の提案をもとに、市との協議を行った後、決定する。
- (3) 参加に関して必要となる経費は、参加者の負担とする。
- (4) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合は失格とする。
- (5) 選定結果について、受託候補者とならなかった者は通知を受けた翌日から起算して7日以内に、その理由の説明を書面(任意様式)により求めることができる。
- (6) 参加者が業務委託に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなった場合、又は業務提案に際して虚偽の内容があった場合等により契約の相手方として不適当と認められる場合は審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合がある。
- (7) 提出書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属するが、選定作業において必要に応じて複製を行う。
- (8) 提出書類について、市は業務目的以外には使用しないが、提出された書類の全部又は一部を公開する場合がある。
- (9) 提出書類について、不達及び遅配を原因とする参加者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。

### 12 選定委員会による審査

第五次宇部市健康づくり計画策定業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてオンラインでのプレゼンテーション審査を実施する。審査の日時及び方法等については、別途、電子メールにて連絡する。

- (1) 審査日 令和8年3月下旬（予定）
- (2) 開催方法 選定委員会において、提出された書類及び業務提案書によるプレゼンテーション等による審査。参加者が1者であっても実施する。

### 13 審査結果通知

- (1) 令和8年3月下旬（予定）に結果を通知する。
- (2) 決定については、通知の日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）に書面をもって説明を求めることができる。

## 14 審査基準

評価項目	評価事項	評価点 (1人)
基本コンセプト	業務の着眼点、実施方針が適切で、取組意欲が強く感じられるか	10点
業務提案	仕様書の内容を的確に反映し、実現可能な内容となっているか	10点
	国・山口県の最新の動向及び本市の健康づくり施策の現状を十分理解したものとなっているか	10点
	適切なニーズ把握が行えるための集計、分析手法となっているか	10点
	民間ならではの独自の視点と、高度な専門性が活かされた提案であるか	20点
業務遂行能力	業務を遂行できる実施体制であるか	10点
	業務を実現できるスケジュールであるか	10点
	同種・類似の優れた業務実績を有しているか	10点
業務経費	業務内容に見合った経費の見積りとなっているか	10点
合 計		100点

※得点が60点以上の企画提案をした者の中で最も得点の高い提案をした者を受託候補者とし、その次に得点が高かった者を次点交渉者とする。

## 15 受託者の決定・契約締結

- (1) プロポーザル実施後、受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で正式な受託者として決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。
- (2) 契約書作成に要する経費は、受託候補者の負担とする。
- (3) 契約保証金は、宇部市財務規則（昭和44年4月1日規則第4号）第98条及び99条の規定による。

## 16 問い合わせ先

宇部市健康福祉部健康増進課（担当 福永）  
〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目1番10号  
電話：0836-31-1777 FAX：0836-35-6533  
電子メール：hose@city.ube.yamaguchi.jp